

必要書類一覧表（生産緑地地区の指定について）

書類	部数	取得先	備考
生産緑地地区指定 希望申出書	1部	都市計画室窓口 都市計画室ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・申出者は、土地の所有者です。 ・土地が共有の場合は、共有者は指定同意書に必要事項を記入し、押印（実印）してください。 ・筆ごとに作成してください。
生産緑地地区の指定 同意書	1部	都市計画室窓口 都市計画室ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・筆ごとに作成してください。 ・農地等利害関係人が複数の場合は全員の同意が必要です。 ・押印（実印）漏れがないようご注意ください。
土地登記事項証明書 （全部事項証明書）	1部	法務局（北大阪支局）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定を希望する1筆につき1部用意してください。 ・原則3ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。
印鑑登録証明書 （原本）	1部	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・原則3ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。 ・農地等利害関係人が複数の場合は全員分必要です。
申出図	1部	都市計画室窓口 （市で作成）	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口にて申出書を提出される際にお渡しします。 ・指定を希望する区域、地番を記入してください。
現況証明書	1部	農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現況地目が田・畑以外の場合に必要です。
委任状	1部	都市計画室窓口 都市計画室ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人が提出する場合に必要です。

※農地等利害関係人とは、所有者、共有者、抵当権者、借地権者、小作権者等、登記簿に記載されている土地の権利が設定されている全ての方が対象となります。

【書類提出について】

- ・窓口にて記入していただく書類があるため、事前にご連絡いただき、窓口へお越しください。
- ・受付窓口・・・本庁低層棟 都市計画室（平日の9時～15時）
（平日の12時～12時45分、土、日、祝日を除く）

お問合せ先

吹田市 都市計画部 都市計画室

電話 06-6384-1947（直通）

メール toshikei@city.suita.osaka.jp